舞鶴市子ども・若者支援会議 運営体制

資料１－２

市長

委嘱 ⇕ 答申

[統合]
①舞鶴市子ども・子育て会議
②青少年問題協議会
③少年補導センター運営協議会
④青少年善行表彰被表彰者選考委員会

舞鶴市子ども・若者支援会議

[所掌事項]
①子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
（幼稚園・保育所の定員、地域型保育事業所の定員、子ども・子育て支援事業計画策定、子ども・子育て支援施策の総合的な推進、実施状況の調査審議）
②地方青少年問題協議会法第2条に掲げる事項
（青少年の指導、育成、保護、矯正に関する総合的施策の樹立に関すること
③少年補導センターの適正な運営に関すること
④子ども・若者の健全育成に関すること（善行表彰基金活用に関すること含む）

調査依頼 ⇕ 報告、調整

調査依頼
調整 ⇕ 報告

専門部会 ⇔ 子ども・若者健全育成部会（案）

調査依頼
調整 ⇕ 報告

庁内関係課との調整・連携・情報共有

・関係課協議
・施策に関する現状、ニーズ把握等の必要作業や対応のまとめ
・会議対応や資料の作成
（主な関係部署：健康・子ども部、福祉部、教育委員会等）